

北九州市環境影響評価条例施行規則

平成 11 年 6 月 10 日
規則第 33 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	環境影響評価方法書(第 3 条—第 6 条)
第 3 章	環境影響評価準備書等(第 7 条—第 11 条)
第 4 章	環境影響評価書(第 12 条・第 13 条)
第 5 章	対象事業の内容の変更等の届出(第 14 条)
第 6 章	対象事業の着手等の届出等(第 15 条・第 16 条)
第 7 章	環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等(第 17 条・第 18 条)
第 8 章	雑則(第 19 条—第 22 条)
	付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市環境影響評価条例(平成 10 年北九州市条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める要件は、別表第 1 の左欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第 2 章 環境影響評価方法書

(方法書の提出部数)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定により方法書を提出しようとするときは、市長が対象事業の事業内容等を勘案してその都度定める部数を提出しなければならない。

(方法書の縦覧)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の縦覧場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 環境影響評価方法書を縦覧しようとする者は、縦覧簿に氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。ただし、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年北九州市条例第 50 号)第 5 条第 1 項の規定により縦覧に供された環境影響評価方法書を縦覧しようとする場合は、この限りでない。

(平 18 規則 61・一部改正)

(方法書についての意見書の提出)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による意見書の提出は、環境影響評価方法書に係る意見書(第 1 号様式)により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価方法書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める期間は、90 日間とする。

第3章 環境影響評価準備書等

(準備書の提出部数)

第7条 条例第13条第1項の規定により準備書及び要約書を提出する場合には、第3条の規定を準用する。

(準備書の縦覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による準備書及び要約書の縦覧を行う場合には、第4条の規定を準用する。

(説明会の開催の市民への周知等)

第9条 事業者は、条例第14条第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、市政だよりへの掲載、日刊新聞紙への掲載その他の方法により、次に掲げる事項について市民への周知を図らなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 説明会を開催する日時及び場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、説明会の開催に必要な事項

2 条例第14条第2項の規定による説明会の開催の届出は、説明会開催届出書(第2号様式)により行わなければならない。

(準備書についての意見書の提出)

第10条 条例第15条第1項の規定による意見書の提出は、環境影響評価準備書に係る意見書(第3号様式)により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価準備書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(準備書についての市長の意見の提出期間)

第11条 条例第16条第1項の規則で定める期間は、120日間とする。

第4章 環境影響評価書

(評価書の提出部数)

第12条 条例第18条第1項の規定により評価書を提出する場合には、第3条の規定を準用する。

(評価書の縦覧)

第13条 条例第18条第2項の規定による評価書の縦覧を行う場合には、第4条の規定を準用する。

第5章 対象事業の内容の変更等の届出

(対象事業の内容の変更等の届出)

第14条 条例第20条第1項の規定による対象事業の内容の変更の届出は、対象事業内容変更届出書(第4号様式)により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規定による対象事業の廃止の届出は、対象事業廃止届出書(第5号様式)により行わなければならない。

第6章 対象事業の着手等の届出等

(対象事業の着手等の届出)

第15条 条例第23条の規定による対象事業の着手の届出は、対象事業着手届出書(第6号様式)により行

わなければならない。

2 条例第 23 条の規定による対象事業の完了の届出は、対象事業完了届出書(第 7 号様式)により行わなければならない。

(事後調査計画書等の提出部数)

第 16 条 条例第 24 条の規定により事後調査計画書を提出する場合及び条例第 25 条の規定により事後調査の結果を記載した書類を提出する場合については、第 3 条の規定を準用する。

第 7 章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第 17 条 条例第 27 条の規定により規則で定める都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業及び対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、条例第 7 条から条例第 26 条まで、条例第 31 条、条例第 36 条及び条例第 37 条に定めるところにより行うものとする。この場合において、条例第 7 条から条例第 22 条までに定めるところにより行われる手続(条例第 20 条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続に限る。)にあっては当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該都市計画対象事業に係る事業者(当該都市計画対象事業に着手した者を含む。)に代わるものとして、条例第 20 条及び条例第 23 条から条例第 26 条までに定めるところにより行われる手続(条例第 20 条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続を除く。)にあっては当該都市計画対象事業に係る事業者(当該都市計画対象事業に着手した者を含む。)自らが行うものとする。

2 前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う場合における条例第 7 条から条例第 26 条まで、条例第 31 条、条例第 36 条及び条例第 37 条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条各号列記以外の部分及び第 1 号、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条、第 12 条各号列記以外の部分及び第 4 号、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条各号列記以外の部分及び第 5 号、第 18 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 36 条	事業者	都市計画決定権者
第 7 条各号列記以外の部分及び第 2 号から第 4 号まで、第 11 条、第 12 条第 9 号、第 13 条第 2 項、第 19 条(見出しを含む。)、第 6 章章名、第 20 条見出し及び第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までを除く。)、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条(見出しを含む。)、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項	対象事業	都市計画対象事業
第 8 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項	市長	都市計画決定権者
第 8 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項	の提出があった	を提出した
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	事業者(対象事業に着手した者を含む。次条、第 23 条、第 31 条及び第 36	都市計画決定権者

	条から第 38 条までにおいて同じ。)	
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	事後調査が終了する	都市計画対象事業に着手する前
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	対象事業を	都市計画対象事業を
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までを除く。)	第 8 条第 1 項の規定による方法書の提出後	都市計画対象事業に着手した後
第 37 条	第 26 条第 1 項又は前条	第 26 条第 1 項

3 都市計画決定権者は、都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による広告及び縦覧を行うときは、前項の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に行うように努めるものとする。

4 第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 18 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う広告は、都市計画法第 20 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うように努めるものとする。

5 前各項の規定による都市計画対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、第 3 条から第 16 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条、第 9 条第 1 項第 2 号、第 5 章章名、第 14 条見出し、第 1 項及び第 2 項、第 6 章章名、第 15 条見出し、第 1 項及び第 2 項	対象事業	都市計画対象事業
第 9 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 1 号	事業者	都市計画決定権者

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる要件)

第 18 条 条例第 28 条の規則で定める要件は、変更後の港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積の合計が 150 ヘクタール以上である港湾計画の変更(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 48 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続が行われるものを除く。)とする。

2 条例第 28 条の規定により、港湾管理者が港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合に例によることとされる条例第 12 条から第 18 条までについての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 12 条各号列記以外の部分、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条各号列記以外の部分、第 18 条第 1 項	事業者	港湾管理者

第 12 条第 1 号	第 7 条第 1 号から第 3 号 までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所、条例第 28 条に規定する港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)の名称並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第 12 条第 9 号、第 13 条第 2 項	対象事業	対象港湾計画

第 8 章 雑則

(化学物質の種類)

第 19 条 条例第 35 条第 1 項の規則で定める化学物質は、別表第 2 のとおりとする。

(公表することができる事項)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 公表の理由
- (4) 条例第 38 条第 2 項の規定により聴取された事業者の意見
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 38 条第 1 項の規定による公表は、前項に掲げる事項を公告することにより行うものとする。

(規則で定める事業)

第 21 条 条例別表第 10 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に規定する道路(以下「県道等」という。)の新設及び改築の事業
- (2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 4 条第 2 項第 4 号に規定する林道(以下「林道」という。)の新設の事業
- (3) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)の設置及びその規模の変更の事業

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。

付 則(平成 16 年 3 月 17 日規則第 17 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 16 年 6 月 30 日規則第 66 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 9 月 8 日規則第 81 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 5 月 25 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事業	要件
<p>1 条例別表第1号に掲げる事業</p> <p>(1) 道路の新設及び改築の事業</p>	<p>ア 車線の数^イが4以上であり、かつ、長さ^ロが5キロメートル以上である道路法第5条第1項に規定する道路(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第12条第1項に規定する指定都市高速道路であるものを除く。以下「一般国道」という。)の新設の事業</p> <p>イ 道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設ける場合における車線の数^ロの増加に係る部分(改築後の車線の数^ハが4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数^ニが4以上であるものに限る。)の長さ^ホの合計が5キロメートル以上である一般国道の改築の事業</p>
<p>(2) 河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業」と並びに河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p>	<p>ア 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水事業(以下「ダム新築等事業」という。)の事業</p> <p>イ 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域の面積(以下「湛水面積」という。)が50ヘクタール以上である堰の新築の事業</p> <p>ウ 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業</p> <p>エ 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
<p>(3) 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業</p>	<p>ア 長さ^イが5キロメートル以上である鉄道^ロを設ける鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業</p> <p>イ 改良に係る部分の長さ^ロが5キロメートル以上である普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業</p> <p>ウ 長さ^ハが5キロメートル以上である軌道^ニを設ける軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業</p> <p>エ 改良に係る部分の長さ^ホが5キロメートル以上である新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業</p>
<p>(4) 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p>	<p>ア 長さ^イが1,250メートル以上である滑走路^ロを設ける飛行場及びその施設の設置の事業</p> <p>イ 新設する滑走路の長さ^ハが1,250メートル以上である滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p> <p>ウ 延長後の滑走路の長さ^ニが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長する滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p>
<p>(5) 事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p>	<p>ア 出力^イが1万5,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業</p> <p>イ 出力^ロが1万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業</p>

		ウ 出力が7万5,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業
		エ 出力が7万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業
(6) 廃棄物最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	ア 埋立処分用に供される場所の面積が15ヘクタール以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業	イ 埋立処分用に供される場所の面積が15ヘクタール以上増加する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
(7) 公有水面の埋立て及び干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域の面積が25ヘクタール以上である公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業	
(8) 土地区画整理事業	都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業	
(9) 新住宅市街地開発事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業	
(10) 新都市基盤整備事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業	
(11) 流通業務団地造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業	
(12) 宅地の造成事業	ア 開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業	
	イ 開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業	
2 条例別表第2号に掲げる事業	工業団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成の事業
3 条例別表第3号に掲げる事業	住宅団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である住宅団地(住宅の用に供するための敷地及びこれらに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地をいう。)の造成の事業
4 条例別表第4号に掲げる事業	工場又は事業場(以下「工場等」という。)の建設事業	ア 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が1時間当たり4万立方メートル以上である工場等の設置の事業
		イ 排出水量(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共水域に排出される水の最大量をいう。以下同じ。)が1日当たり5,000立方メートル以上である工場等の設置の事業
		ウ 排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
		エ 排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
5 条例別表第5号に掲げる事業	廃棄物処理施設の建設事業	ア 焼却による処理能力が1日当たり50トン以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置の事業

		イ 処理能力が1日当たり50トン以上増加することとなる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の規模の変更の事業
6 条例別表第6号に掲げる事業	運動施設又はレジャー施設の建設事業	開発区域の面積が20ヘクタール以上である運動施設又はレジャー施設の建設の事業
7 条例別表第7号に掲げる事業	大規模建築物の建設事業	ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積が10万平方メートル以上である建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の建設の事業
		イ 建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上である建築物の建設の事業
8 条例別表第8号に掲げる事業	土石又は鉱物の採取事業	土石(土、砂利(砂及び玉石を含む。))及び採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石をいう。以下同じ。)又は鉱物(鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条に規定する鉱物をいう。以下同じ。)の採取(土石にあっては陸域部分で行われるものに、鉱物にあっては露天掘りの方法によるものに限る。)の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石若しくは鉱物の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石若しくは鉱物の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石若しくは鉱物の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止上の必要とされる場所とを合わせた面積が20ヘクタール以上である土石又は鉱物の採取の事業
9 条例別表第9号に掲げる事業	土地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地の造成の事業
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 道路の新設及び改築の事業	ア 車線の数4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である県道等の新設の事業
		イ 道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設ける場合における車線の数増加に係る部分(改築後の車線の数4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上である県道等の改築の事業
	(2) 林道の新設の事業	車線の数2以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である林道の新設の事業
	(3) 下水道終末処理場の設置及びその規模の変更の事業	ア 計画処理人口が15万人以上である下水道終末処理場の設置の事業
イ 計画処理人口が15万人以上増加することとなる下水道終末処理場の規模の変更の事業		

別表第2 (第19条関係)

- (1) 亜鉛及びその化合物
- (2) アクリルアミド
- (3) アクリル酸及びそのエステル
- (4) アクリロニトリル
- (5) アクロレイン
- (6) アジピン酸
- (7) アジピン酸ジ—2—エチルヘキシル
- (8) 亜硝酸及びその化合物
- (9) アセトアミド
- (10) アセトアルデヒド
- (11) アセトニトリル
- (12) アセトン
- (13) アセフェート
- (14) アゾベンゼン
- (15) アニシジン類
- (16) アニリン
- (17) アミトロール
- (18) アミノフェノール類
- (19) アラクロール
- (20) アリルアルコール
- (21) 3—アリルオキシ—1, 2—ベンゾイソチアゾール—1, 1—ジオキシド(別名プロベナゾール)
- (22) アリルグリシジルエーテル
- (23) アルキルフェノール類
- (24) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- (25) アルジカルブ
- (26) アルファ, アルファ, アルファ—トリフルオロ—3, —イソプロポキシ—0—トルアニリド(別名フルトラニル)
- (27) アルファ, アルファ, アルファ—トリフルオロ—2, 6—ジニトロ—N, N—ジプロピル—P—トルイジン(別名トリフルラリン)
- (28) アルミニウム及びその化合物
- (29) 安息香酸
- (30) アンチモン及びその化合物
- (31) アンモニア
- (32) イソオクタン
- (33) イソデカノール
- (34) イソバレルアルデヒド
- (35) イソフェンホス
- (36) イソブチルアルコール
- (37) イソプレン
- (38) 4, 4—イソプロピルアイデネジフェノール(別名ビスフェノールA)
- (39) イソプロピルアルコール
- (40) N—イソプロピル—3—(3, 5—ジクロロフェニル)—2, 4—ジオキソイミダゾリジン—1—カルボキサミド(別名イプロジオン)
- (41) 0, 0—イソプロピル—S—ベンジルホスホロチオアート(別名 IBP 又はイプロベンホス)
- (42) イソプロピルベンゼン
- (43) イソプロペニルベンゼン
- (44) 2—イソプロポキシフェニル—N—メチルカルバマート(別名 PHC 又はプロポキスル)
- (45) イソペンチルアルコール
- (46) イソホロン
- (47) 一酸化炭素
- (48) イブシロン—カプロラクタム
- (49) インジウム及びその化合物
- (50) ウレタン
- (51) エスフェンバレレート
- (52) エタノールアミン類
- (53) N—エチルアニリン
- (54) エチルアミン類
- (55) エチルエーテル
- (56) 0—エチル—0—(6—ニトロ—m—トリル)—sec—ブチルホスホロアミドチオアート(別名ブタミホス)
- (57) エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)
- (58) S—エチル—1—ペルヒドロアゼピンカルバマート(別名モリネート)
- (59) エチルベンゼン
- (60) エチレン
- (61) エチレンイミン
- (62) エチレングリコール
- (63) エチレングリコールモノアルキルエーテル類
- (64) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- (65) エチレンクロロヒドリン
- (66) エチレンジアミン四酢酸
- (67) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)
- (68) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガんと亜鉛イオンの錯化合物(別名マンゼブ)
- (69) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガ(別名マンネブ)
- (70) 1, 1, —エチレン—2, 2, —ビピリジルジイリウムジブロミド(別名ジクワット)
- (71) (RS)—2—(1—エトキシイミノブチル)—5— [2—(エチルチオ)プロピル] —3—ヒドロキシ—2—シクロヘキセン—1—オン(別名セトキシジム)
- (72) 2—(4—エトキシフェニル)—2—メチルプロピル—3—フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)

- (73) エピクロロヒドリン
- (74) 1, 2-エポキシプロパン
- (75) 塩化アリル
- (76) 塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム
- (77) 塩化エチル水銀
- (78) 塩化ジメチルカルバモイル
- (79) 塩化水素
- (80) 塩化パラフィン
- (81) 塩化ビニル
- (82) 塩化ベンザル
- (83) 塩化ベンジル
- (84) 塩化メチル
- (85) 塩化メチル水銀
- (86) 塩素
- (87) オーラミン
- (88) 黄リン
- (89) オクタクロロステレン
- (90) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン類)
- (91) 1-オクタノール
- (92) 1-オクテン
- (93) オルトトリジン
- (94) オルトトルイジン
- (95) オルトフタロジニトリル
- (96) オルトメトキシフェノール
- (97) オレフィンスルホン酸塩
- (98) カテコール
- (99) カドミウム及びその化合物
- (100) カルバリル
- (101) カルボフラン
- (102) ギ酸
- (103) ギ酸メチル
- (104) キシリジン類
- (105) キシレノール類
- (106) キシレン類
- (107) キノリン
- (108) 銀及びその化合物
- (109) グリオキサール
- (110) グリホサート
- (111) グルタルアルデヒド
- (112) クレゾール類
- (113) クロトンアルデヒド
- (114) クロム(六価)及びその化合物
- (115) クロム(六価以外)及びその化合物
- (116) クロルニトロフェン
- (117) クロロアニリン類
- (118) クロロエタン
- (119) 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン)
- (120) 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)
- (121) クロロ酢酸及びそのエステル
- (122) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン
- (123) クロロジプロモメタン
- (124) クロロスルホン酸
- (125) クロロタロニル
- (126) クロロトルエン類
- (127) クロロニトロベンゼン類
- (128) クロロピクリン
- (129) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- (130) クロロブレン
- (131) 1-クロロ-3-ブromoプロパン
- (132) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (133) クロロホルム
- (134) 4-クロロ-3-メチルフェノール
- (135) クロロメチルメチルエーテル
- (136) ケボン
- (137) ケルセン
- (138) 酢酸エステル類
- (139) 三塩化リン
- (140) 酸化エチレン
- (141) 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
- (142) 2, 4-ジアミノトルエン
- (143) ジ(アルファ-メチルベンジル)フェノール
- (144) シアン及びシアン化合物
- (145) ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロナート(別名イソプロチオラン)
- (146) 0, 0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチルピリミジン-4-イル)ホスホロチオアート(別名ダイアジノン)
- (147) 0, 0-ジエチル-S-2-(エチルチオ)エチルホスホロジチオアート(別名ジスルホトン又はエチルチオメトン)
- (148) 0, 0-ジエチル-0-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジンホスホロチオアート(別名クロルピリホス)
- (149) ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
- (150) 0, 0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)ホスホロチオアート(別名イソキサチオン)
- (151) ジエチルベンゼン類

- (152) ジエチレングリコール
- (153) 四塩化炭素
- (154) 1, 4—ジオキサン
- (155) シクロヘキサノール
- (156) シクロヘキサノン
- (157) シクロヘキシルアミン
- (158) シクロペンタジエン
- (159) シクロペンタン
- (160) ジクロロアニリン類
- (161) ジクロロエタン類
- (162) ジクロロエチレン類
- (163) 3, 3' —ジクロロ—4, 4' —ジアミノジフェニルメタン
- (164) 3, 5—ジクロロ—N—(1, 1—ジメチル—2—プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- (165) 1, 4—ジクロロ—2—ニトロベンゼン
- (166) 2, 2—ジクロロビニルジメチルホスフェイト(別名ジクロロボス)
- (167) 3—(3, 5—ジクロロフェニル)—5—メチル—5—ビニル—2, 4—オキサゾリジンジオン(別名ピンクロゾリン)
- (168) ジクロロフェノール類
- (169) 1, 3—ジクロロ—2—プロパノール
- (170) ジクロロプロパン類
- (171) 1, 3—ジクロロプロペン
- (172) 3, 3' —ジクロロベンジジン
- (173) ジクロロベンゼン類
- (174) ジクロロメタン
- (175) ジシクロヘキシルアミン
- (176) ジシクロペンタジエン
- (177) 2, 4—ジニトロアニリン
- (178) ジニトロトルエン類
- (179) 2, 4—ジニトロフェノール
- (180) ジニトロベンゼン類
- (181) S—2, 3—ジヒドロ—5—メトキシ—2—オキソ—1, 3, 4—チアアジアゾール—3—イルメチル—0, 0—ジメチルホスホロジチオアート(別名メチダチオン)
- (182) ジフェニルアミン
- (183) ジフェニルエーテル
- (184) ジフェニルスズ化合物
- (185) ジフェニルメタン
- (186) 2, 6—ジ—tert—ブチル—4—エチルフェノール
- (187) ジブチルスズ化合物
- (188) 2, 6—ジ—tert—ブチル—4—メチルフェノール
- (189) 1, 2—ジブプロモエタン
- (190) 1, 2—ジブプロモ—3—クロロプロパン
- (191) シペルメトリン
- (192) ジベンジルエーテル
- (193) ジベンゾフラン
- (194) ジボラン
- (195) N, N—ジメチルアニリン
- (196) ジメチルアミノアゾベンゼン
- (197) S, S' —2—ジメチルアミノトリメチレンビス(チオカルバマート)塩酸塩(別名カルタップ)
- (198) ジメチルエーテル
- (199) S, S' —ジメチル—2—ジフルオロメチル—4—イソブチル—6—トリフルオロメチルピリジン—3, 5—ジカルボチアート(別名ジチオピル)
- (200) ジメチルスルホキシド
- (201) 0, 0—ジメチル—0—3, 5, 6—トリクロロ—2—ピリジルホスホロチオアート(別名クロルピリホスメチル)
- (202) 1, 1—ジメチルヒドラジン
- (203) 1, 1' —ジメチル—4, 4' —ビピリジニウムジクロリド(別名パラコート)
- (204) ジメチル—4, 4' —0—フェニレンビス(3—チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)
- (205) N, N—ジメチルホルムアミド
- (206) 0, 0—ジメチル—S—メチルカルバモイルメチルホスホロジチオアート(別名ジメトエート)
- (207) 0, 0—ジメチル—0—(3—メチル—4—ニトロフェニル)ホスホロチオエート(別名フェニトロチオン)
- (208) 臭化水素酸
- (209) 臭化ビニルモノマー
- (210) 臭化メチル
- (211) シュウ酸
- (212) 臭素
- (213) 硝酸及びその化合物
- (214) ジンクビス(ジメチルジチオカルバマート)(別名ジラム)
- (215) 水銀及びその化合物(塩化エチル水銀及び塩化メチル水銀を除く。)
- (216) スズ及びその化合物(トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物を除く。)
- (217) スチレンオキサイド
- (218) スチレンポリマー
- (219) スチレンモノマー
- (220) セリウム及びその化合物
- (221) セレン及びその化合物
- (222) ターフェニル類
- (223) 多環芳香族炭化水素類
- (224) 多環芳香族ニトロ化合物類
- (225) タリウム及びその化合物
- (226) 炭化ケイ素
- (227) タングステン化合物

- (228) チオシアン酸ナトリウム
- (229) チオ尿素
- (230) チオフェン
- (231) チオ硫酸ナトリウム
- (232) チタン及びその化合物
- (233) デカブロモジフェニルエーテル
- (234) 1—デシルアルコール
- (235) 1—デセン
- (236) テトラエチレンペンタミン
- (237) 1, 1, 2, 2—テトラクロロエタン
- (238) テトラクロロエチレン
- (239) 4, 5, 6, 7—テトラクロロフタリド(別名フサライド)
- (240) テトラヒドロフラン
- (241) テトラブロモビスフェノールA
- (242) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- (243) テルブチラジン
- (244) テルル及びその化合物
- (245) テレフタル酸
- (246) 銅及びその化合物
- (247) トキサフェン
- (248) ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロ
オクテン
- (249) トランス—デカヒドロナフタレン
- (250) トリ(アルファ—メチルベンジル)フェノール
- (251) トリエタノールアミン
- (252) トリエチレンテトラミン
- (253) 1, 3, 5—トリグリシジルイソシアヌラート
- (254) トリクロサン及び塩素付加体
- (255) トリクロピル
- (256) N—(トリクロルメチルチオ)—4—シクロヘキセン—1,
2—ジカルボキシミド(別名キャプタン)
- (257) トリクロロエタン類
- (258) トリクロロエチレン
- (259) 2, 4, 6—トリクロロ—1, 3, 5—トリアジン
- (260) 1, 1, 1—トリクロロ—2, 2—ビス(4—クロロフェニ
ル)エタン類(別名 DDT 類)
- (261) トリクロロフェノール類
- (262) 1, 2, 3—トリクロロプロパン
- (263) トリクロロベンゼン類
- (264) トリシクラゾール
- (265) トリフェニルスズ化合物
- (266) トリブチルスズ化合物
- (267) 2, 4, 6—トリ—tert—ブチルフェノール
- (268) 2, 4, 6—トリプロモフェノール
- (269) トリメチルアミン
- (270) トリメチルベンゼン類
- (271) 2, 2, 4—トリメチル—1, 3—ペンタンジオールジイ
ソブチレート
- (272) トルエン
- (273) トルエンジイソシアネート
- (274) トルエンスルホンアミド類
- (275) トルクロホス・メチル
- (276) ナフチルアミン類
- (277) ナプロパミド
- (278) 鉛及びその化合物
- (279) 二酸化硫黄
- (280) ニッケル及びその化合物
- (281) ニトリロ三酢酸
- (282) ニトロアニソール類
- (283) ニトログリコール
- (284) ニトロソアミン類
- (285) N—ニトロソ—N—メチル尿素
- (286) N—ニトロソモルホリン
- (287) ニトロトルエン類
- (288) ニトロフェノール類
- (289) ニトロフェン
- (290) ニトロベンゼン
- (291) 乳酸ブチル
- (292) 二硫化炭素
- (293) ノニルアルコール
- (294) ノネン
- (295) ノルマルブチルベンゼン
- (296) ノルマルラウリン酸
- (297) パナジウム及びその化合物
- (298) パラークレシジン
- (299) パラークロロトルイジン及びその強酸塩
- (300) パラジウム及びその化合物
- (301) パラー—tert—ブチル安息香酸
- (302) パラー—プロモフェノール
- (303) バリウム及びその化合物
- (304) ピクリン酸
- (305) 2, 4—ビス(エチルアミノ)—6—メチルチオ—1, 3, 5
—トリアジン(別名シメトリン)
- (306) ビス(2—エチルヘキシル)アミン
- (307) ビス(8—キノリノラト)銅(II)(別名オキシ銅)
- (308) ビス(2—クロロエチル)エーテル
- (309) ビス(トリプロモフェノキシ)エタン
- (310) 2, 2—ビス [4—(2—ヒドロキシ)—3, 5—ジプロモフ
ェニル] プロパン
- (311) 砒素及びその化合物
- (312) ヒドラジン
- (313) 4—ヒドロキシ—4—メチル—2—ペンタノン
- (314) ヒドロキシルアミン
- (315) ヒドロキノン
- (316) 2—ビニルピリジン
- (317) ビフェニル

- (318) ピリジン
- (319) 1—フェニル—1—(3, 4—ジメチルフェニル)エタン
- (320) N—フェニル—1—ナフチルアミン
- (321) N—フェニル—2—ナフチルアミン
- (322) フェニルヒドラジン
- (323) フェニレンジアミン類
- (324) フェノール
- (325) フェンチオン
- (326) フェンバレレート
- (327) ブタクロール
- (328) 1, 3—ブタジエン
- (329) ブタナール
- (330) ブタノール類
- (331) フタル酸エステル類
- (332) 1, 2—ブタンジオール
- (333) sec—ブチルアミン
- (334) 0—3—tert—ブチルフェニル—6—メトキシ—2—ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリブチカルブ)
- (335) フッ素及びその化合物
- (336) フマル酸
- (337) プラチナ及びその化合物
- (338) フルオレスセント・260
- (339) フルオレスセント・351
- (340) フルフラール
- (341) フルフリルアルコール
- (342) プレチラクロール
- (343) プロパナール
- (344) 1—プロパノール
- (345) プロピオン酸
- (346) プロピレンイミン
- (347) プロピレングリコール
- (348) ブロモエタン
- (349) ブロモクロロメタン
- (350) ブロモジクロロメタン
- (351) 5—ブロモ—sec—ブチル—6—メチルウラシル(別名ブロマシル)
- (352) ブロモプロパン類
- (353) ブロモホルム
- (354) ベーターナフトール
- (355) ベータープロピオラクトン
- (356) ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキシド(別名ベンゾエピン又はエンドスルファン)
- (357) ヘキサクロロエタン
- (358) 1, 2, 3, 4, 10, 10—ヘキサクロロ—6, 7—エポキシ—1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a—オクタヒドロ—エキソ—1, 4—エンド—5, 8—ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)
- (359) 1, 2, 3, 4, 10, 10—ヘキサクロロ—6, 7—エポキシ—1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a—オクタヒドロ—エンド—1, 4—エンド—5, 8—ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- (360) ヘキサクロロシクロヘキサン類
- (361) ヘキサクロロフェン
- (362) ヘキサクロロブタジエン
- (363) 1, 2, 3, 4, 10, 10—ヘキサクロロ—1, 4, 4a, 5, 8, 8a—ヘキサヒドロ—エキソ—1, 4—エンド—5, 8—ジメタノナフタレン(別名アルドリン)
- (364) ヘキサクロロベンゼン
- (365) ヘキサブロモシクロドデカン
- (366) ヘキサメチレンジアミン
- (367) ヘキサメチレンジイソシアネート
- (368) ヘキサン(ノルマルヘキサンを含む。)
- (369) ヘキシレングリコール
- (370) ベリリウム及びその化合物
- (371) ペルメトリン
- (372) ベンジルアルコール
- (373) ベンズアルデヒド
- (374) ベンゼン
- (375) S—2—(ベンゼンスルホンアミド)エチル—0, 0—ジソプロピルジチオホスファート(別名ベンスリド又はSAP)
- (376) ベンゾチアゾール
- (377) ベンゾトリクロライド
- (378) ベンゾフェノン
- (379) ペンタエリスリトール
- (380) ペンタクロロエタン
- (381) ペンタクロロニトロベンゼン
- (382) ペンタクロロフェノール(別名PCP)
- (383) ペンタクロロベンゼン
- (384) ベンタゾン及びベンタゾンのナトリウム塩
- (385) ペンディメタリン
- (386) ホウ素及びその化合物
- (387) ホスゲン
- (388) ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ—パラジオキシンの混合物(別名ダイオキシン類)
- (389) ポリ塩化ターフェニル
- (390) ポリ塩化ナフタレン
- (391) ポリオキシエチレン型非イオン界面活性剤
- (392) ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)
- (393) ポリ臭化ビフェニル
- (394) ホルムアルデヒド
- (395) マイレックス
- (396) マゼンタ
- (397) マラチオン

- (398) マンガン及びその化合物
- (399) ミクロシスチン類
- (400) 無水酢酸
- (401) 無水フタル酸
- (402) 無水マレイン酸
- (403) メソミル
- (404) メタクリル酸メチル
- (405) メタノール
- (406) メタラキシル
- (407) メタリルクロライド
- (408) メチラム
- (409) N—メチルアニリン
- (410) メチルアミン類
- (411) メチルイソブチルケトン
- (412) メチルエチルケトン
- (413) N—メチルカルバミン酸—2—sec—ブチルフェニル
(別名フェノブカルブ)
- (414) メチルシクロヘキサノール
- (415) 2—メチルシクロヘキサノン
- (416) メチルヒドラジン
- (417) メチルピリジン類
- (418) N—メチルピロリドン
- (419) メチル—tert—ブチルエーテル
- (420) メチル—1—(ブチルカルバモイル)—2—ベンゾイミ
ダゾールカルバマート(別名ベノミル)
- (421) メチルブチルケトン
- (422) メチルメルカプタン
- (423) 4, 4' —メチレンビス(2—クロロアニリン)
- (424) メチレンビス(4—フェニルイソシアネート)
- (425) N—メトキシカルボニルスルファニルアミドナトリウ
ム(別名アシュラム)
- (426) メトキシクロル
- (427) メトリブジン
- (428) メラミン
- (429) 2—メルカプトイミダゾリン(別名エチレンチオウレ
ア)
- (430) 2—メルカプトベンゾチアゾール
- (431) モノクロロフェノール類
- (432) モノクロロベンゼン
- (433) モノフェニルスズ化合物
- (434) モリブデン及びその化合物
- (435) モルホリン
- (436) 有機シリコン化合物
- (437) ヨウ化メチル
- (438) ヨウ素
- (439) ラクトニトリル
- (440) 硫化カルボニル
- (441) 硫化水素
- (442) 硫化リン
- (443) 硫酸
- (444) 硫酸ジエチル
- (445) 硫酸ジメチル
- (446) 硫酸ヒドロキシルアミン
- (447) リン酸エステル類
- (448) レゾルシノール

第1号様式(第5条関係)

環境影響評価方法書に係る意見書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名)

北九州市環境影響評価条例第9条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称			
環境の保全の見地 からの意見			
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙
 に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第2号様式(第9条関係)

説明会開催届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあっては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、その名称
 及び代表者の氏名)

印

北九州市環境影響評価条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
説明会開催要領	開催日時		
	開催場所	会場の名称 会場の所在地	
	説明会開催の周知を行う地域		
	説明会開催の周知方法		
	事業者側の主な出席者		
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※備考			
※整理番号		※受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第3号様式(第10条関係)

環境影響評価準備書に係る意見書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

北九州市環境影響評価条例第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称			
環境の保全の見地 からの意見			
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第4号様式(第14条関係)

対 象 事 業 内 容 変 更 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
変更事項			
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 変更事項が分る状況図等を添付すること。

(日本工業規格A4)

第5号様式(第14条関係)

対 象 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、その名称
 及び代表者の氏名)

印

北九州市環境影響評価条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙
 に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第6号様式(第15条関係)

対 象 事 業 着 手 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、その名称
 及び代表者の氏名)

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
工 事 の 施 行 者	住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第7号様式(第15条関係)

対 象 事 業 完 了 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、その名称
 及び代表者の氏名)

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
完 了 年 月 日	年	月	日
供 用 開 始 年 月 日	年	月	日
工 事 の 施 行 者	住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
供 用 開 始 後 の 管 理 者			
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

北九州市環境影響評価審査会規則

平成 10 年 6 月 11 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境影響評価条例(平成 10 年北九州市条例第 11 号)第 30 条第 5 項の規定に基づき、環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 25 人以内で組織する。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 4 条 審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了した時までとする。

(部会)

第 5 条 審査会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第 3 条第 3 項の規定は、部会長に準用する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(招集)

第 6 条 審査会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第 7 条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。

北九州市環境保全基金条例

平成2年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の環境保全に関する知識の普及及び実践活動の支援その他地域に根ざした環境保全に関する事業を推進するため、北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金の設置の目的を達するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市環境保全基金条例施行規則

平成2年3月26日

規則第5号

(基金の管理)

第1条 北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)は、環境局長が管理する。

(平2規則20・一部改正)

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市環境保全基金条例(平成2年北九州市条例第3号)第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度環境局長が財政局長と協議のうえ定める。

(平2規則20・一部改正)

(帳簿)

第3条 環境局長は、北九州市環境保全基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(平2規則20・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

(平2規則20・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

2 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成2年3月30日規則第20号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

北九州市環境科学研究所手数料条例

昭和39年3月31日

条例第94号

(趣旨)

第1条 この条例は、北九州市環境科学研究所において保健衛生又は環境に関する試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を市民の依頼によって行うときの手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(昭48条例54・平7条例24・一部改正)

(手数料)

第2条 試験又は検査に関して徴収する手数料の額は、1項目につき2万円以内で規則で定める額とする。ただし、特に設備、費用又は手数を要するため、これにより難い場合は、実費相当額とする。

2 研究又は調査に関して徴収する手数料の額は、実費相当額とする。

(平7条例24・全改)

(納付)

第3条 手数料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。

- (1) 試験等が終了しなければ手数料の額を決定し難いとき。
- (2) 緊急に試験等を必要とし、手数料を前納し難いとき。
- (3) 官公署、事業所等で事務の都合により手数料を前納できないとき。
- (4) 市長が前3号に掲げる場合に準ずる事情があると認めるとき。

2 既納の手数料は、特別の理由がある場合のほか還付しない。

(平7条例24・旧第4条繰上・一部改正)

(減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平7条例24・旧第5条繰上・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平7条例24・旧第6条繰上・一部改正)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和40年規則第32号で昭和40年4月1日から施行)

付 則(昭和48年12月24日条例第54号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第10号で昭和49年2月23日から施行)

付 則(平成7年6月29日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第1条及び第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に依頼がある試験等に係る手数料について適用し、同日前に依頼があった試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則

平成7年6月29日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境科学研究所手数料条例(昭和39年北九州市条例第94号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験等の依頼)

第2条 北九州市環境科学研究所(以下「研究所」という。)に試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次に掲げる事項を記載した試験等依頼書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 試験等の対象となる物(以下「検体」という。)の内容
- (3) 検体を採取した日時
- (4) 検体を採取した場所
- (5) 試験等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、試験等に必要な事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、試験等の依頼に応じないことができる。

- (1) 研究所の業務に支障があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が試験等に応ずることが適当でないとき。

(手数料の額)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(手数料の還付)

第4条 条例第3条第2項の特別の理由がある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 研究所の都合により試験等ができないとき。
- (2) 試験等に着手する前に依頼者が依頼を撤回し、又は変更した場合において市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(試験検査成績書等の交付)

第5条 市長は、試験等が終了したときは、依頼者に対し、試験検査成績書又は調査研究報告書を交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

別表(第3条関係) 試験検査手数料表

項目		手数料	備考	
ウイルス検査	ウイルス分離 1種類につき	円 13,000	同一検査方法のものについては、1種類を追加するごとに5,000円を加算する。	
	ウイルス同定 1種類につき	18,000		
	血清反応	複雑なもの 1種類につき		9,000
		単純なもの 1種類につき		2,900
	電子顕微鏡によるウイルス検査 1検体につき	15,000		
食品等試験・検査	成分・規格	牛乳・乳製品等 乳固形分 1検体につき	7,000	
		乳脂肪分 1検体につき	3,500	
		酸度 1検体につき	1,400	
		無脂肪固形分 1検体につき	7,000	
	即席ラーメン中の油脂分 1検体につき	5,000		
	清涼飲料水中の重金属 1種類につき	6,000		
	寒天中のホウ酸 1検体につき	5,800		
	豆類中のシアン 1検体につき	6,300		
	毒物等	ふぐ毒 1検体につき	20,000	
		貝毒 1検体につき	18,900	
		かび毒(アフラトキシン) 1検体につき	13,300	
		ヒスタミン 1検体につき	5,200	
		揮発性塩基性窒素 1検体につき	5,000	
	添加物	保存料 1検体につき	6,900	
		発色剤 1検体につき	9,800	
		甘味料 1検体につき	5,900	
		着色料 1検体につき	6,400	
酸化防止剤 1検体につき		5,400		
漂泊剤 1検体につき		3,700		
防かび剤 1検体につき		20,000		
細菌等	食品・飲料水中の細菌 1検体につき	6,000	一般細菌及び大腸菌群に限る。	
	病原細菌 1種類につき	6,600		
	食中毒細菌 1種類につき	6,600		
	食品抗生物質 1種類につき	10,000		
	真菌検査 1検体につき	10,000		
その他食品検査	合成抗菌剤 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。	
	抗生物質 1種類につき	20,000		
	有機スズ化合物 1種類につき	20,000		
	油脂成分検査 1検体につき	7,800		
	米中のカドミウム 1検体につき	9,800		

		魚介類中の水銀 1 検体につき	18,000	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。	
		PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1 検体につき	20,000		
		農薬 1 種類につき	20,000		
	器具・容器・ 包装材	過マンガン酸カリウム消費量 1 検体につき	2,200		
		フェノール 1 検体につき	1,900		
		ホルムアルデヒド 1 検体につき	2,200		
重金属 1 検体につき		2,200			
	蒸発残留物 1 検体につき	3,600			
家庭用品試験・ 検査		塩化水素 1 検体につき	2,300	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。	
		硫酸 1 検体につき	2,300		
		ホルムアルデヒド 1 検体につき	8,500		
		防炎加工剤 1 種類につき	20,000		
		水酸化カリウム 1 検体につき	2,300		
		水酸化ナトリウム 1 検体につき	2,300		
		防虫剤 1 種類につき	20,000		
		メタノール 1 検体につき	5,400		
		テトラクロロエチレン 1 検体につき	9,700		
		トリクロロエチレン 1 検体につき	9,700		
		有機水銀化合物 1 検体につき	16,400		
		有機スズ化合物 1 種類につき	20,000		
大気試験・ 検査	重油	硫黄分(空気法) 1 検体につき	3,000		
		硫黄分(蛍光エックス線法) 1 検体につき	1,000		
	大気	アスベスト(光学顕微鏡) 1 検体につき	12,000		
		アスベスト(電子顕微鏡) 1 検体につき	20,000		
	雨水	pH(水素イオン濃度) 1 検体につき	800		
		EC(電気伝導度) 1 検体につき	500		
		イオン成分 1 検体につき	2,000		
		金属成分 1 種類につき	2,000		
	水質・ 底質・ 土壌・ 廃棄物 試験・ 検		海、河川水等の細菌検査 1 種類につき		4,000
			海、河川水等浴場の細菌検査 1 種類につき		5,000
		pH(水素イオン濃度) 1 検体につき	800		
		BOD(生物学的酸素要求量) 1 検体につき	6,000		
		COD(化学的酸素要求量) 1 検体につき	4,000		
		浮遊物質 1 検体につき	3,000		
		溶存酸素 1 検体につき	2,500		
		全窒素 1 検体につき	5,000		

全燐りん 1 検体につき	5,000	
n ヘキサン抽出物 1 検体につき	7,000	
フェノール類 1 種類につき	5,000	
銅 1 検体につき	5,000	
亜鉛 1 検体につき	5,000	
溶解性鉄 1 検体につき	5,500	
溶解性マンガン 1 検体につき	5,500	
総クロム 1 検体につき	5,000	
弗素 1 検体につき	6,000	
カドミウム 1 検体につき	5,000	
シアン 1 検体につき	5,000	
有機燐 1 検体につき	10,000	
鉛 1 検体につき	5,000	
6 価クロム 1 検体につき	5,000	
砒素 1 検体につき	5,500	
総水銀 1 検体につき	5,000	
アルキル水銀 1 検体につき	12,000	
PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1 検体につき	20,000	
揮発性有機化合物 1 種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。
農薬(ゴルフ場農薬を含む。) 1 種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。
シマジン 1 検体につき	20,000	
チオベンカルブ 1 検体につき	20,000	
フタル酸ジエチルヘキシル 1 検体につき	20,000	
チウラム 1 検体につき	20,000	同時にオキシ銅の分析を行う場合については、7,000 円を加算する。
オキシ銅 1 検体につき	20,000	同時にチウラムの分析を行う場合については、7,000 円を加算する。
アシュラム 1 検体につき	20,000	
硼素 1 検体につき	5,000	
セレン 1 検体につき	5,500	
ニッケル 1 検体につき	5,000	
モリブデン 1 検体につき	5,000	
アンチモン 1 検体につき	5,500	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 検体につき	5,000	
乾燥減量 1 検体につき	3,000	
強熱減量 1 検体につき	3,000	
溶出操作 1 操作につき	7,000	